

宿泊約款

宝剣山荘・天狗荘・頂上山荘

適用範囲(第1条)

- 当館が宿泊者との間で締結する宿泊契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。
- 当館が法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み(第2条)

- 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていることとなります。
 - (1)宿泊者及び宿泊人員
 - (2)宿泊日及び到着予定時刻
 - (3)その他当館が必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとします。

宿泊契約の成立等(第3条)

- 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

申込金の支払いを要しないこととする特約(第4条)

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否(第5条)

1. 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次の(イ)から(ハ)に該当すると認められるとき。
 - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
 - ロ) 暴力団又は、暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
 - (5) 宿泊しようとする者が、法定伝染病であると明らかに認められるとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (8) 天災、施設の故障その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (9) 危険物(ストーブ等の火器、石油類、銃刀類)及び人体に有害な物品を持ち込むとき。

宿泊者の契約解除権(第 6 条)

宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は、一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当館が申込金支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第 2 に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし、当館が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当館の契約解除権(第 7 条)

1. 当館は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
 - (1) 第 5 条第 3 号から第 9 号までのいずれかに該当することになったとき。
 - (2) 宿泊者以外の者を室内に入れたとき。
 - (3) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 第 10 条に定めた利用規則に従わなかったとき。
 - (5) 当館内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則に従わなかったとき。
 - (6) 第 8 条の宿泊の登録事項、申し出事項に虚偽が発生したとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊者がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。

宿泊の登録(第 8 条)

宿泊客は、宿泊日当日、当館フロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

1. 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
2. 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
3. 出発日及び出発予定時刻

4. その他当館が必要と認める事項

客室の使用時間(第 9 条)

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後 2 時から翌朝 7 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発時刻を除き、終日使用ができます。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過 1 時間ごとに 1 人当たり 1,000 円

利用規則の遵守(第 10 条)

宿泊者は、当館においては、当館が定めて建物内に掲示した利用規則に従っていただきます。

営業時間(第 11 条)

1. 当館の営業時間は各所の掲示等でご案内いたします。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い(第 12 条)

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨、又は当館が認めた宿泊券等これに代わり得る方法により、当館が請求した際、フロント(受付)にて行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当館の責任(第 13 条)

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

契約した客室の提供ができないときの取り扱い(第 14 条)

1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できることについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取り扱い(第 15 条)

当館では、寄託物の取り扱いは行っておりません。宿泊者が当施設内にお持ち込みになった物品又は現金ならびに、貴重品に関しては滅失、毀損等の障害が生じても責任を負いかねます。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管(第 16 条)

1. 宿泊者の手荷物等を除き、貴重品の、宿泊に先立っての受取り、保管はできません。
2. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられた場合は、発見日を含めて 7 日間当館にて保管し、その後貴重品については最寄りの警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます

免責事項(第 17 条)

当館内でのコンピューター、携帯電話等の通信機器のご利用は、利用者ご自身の責任にて行うものとします。

通信機器等のご利用時、又は充電等において、システム障害や、雷、その他の理由によりいかなる損害を受けた場合も、当館は一切の責任を負いません。

利用客の責任(第 18 条)

利用客の故意、又は過失により当館が損害を被ったときは、利用客は当館に対しその損害を賠償していただきます。

別表第1宿泊料金等の内訳
(1)宿泊料金：基本料金(室料・夕食代・朝食代)人数分
(2)その他：追加飲食代、その他購入した代金、延長料金、入館料等
(3)税金：消費税、宿泊税

注：当館の支払いは現金のみとなります。ただし、ツアーや会社等はこの限りではありません。

別表第2違約金
(1)不泊：当日100%・前日75%

別表第3食事制限等について

事前にヘリコプターによる空輸で食材を揚げているため、アレルギーや、ヴィーガン、又は宗教上制約されている食べ物への対応はできかねます。

大変申し訳ございませんが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

利用規則

当館ではお客様に安全で快適なご滞在をお楽しみいただくために、宿泊約款第10条に基づき、次の通り利用規則を定めておりますのでご協力くださいますようお願い申し上げます。

この利用規則をお守りいただけない場合は、宿泊約款第7条によりご宿泊をお断り申し上げます。又、この利用規則を守れないことにより生じた事故、損害について当館は一切の責任を負いかねますので予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 下記の物品はお持ち込みにならないでください。
 - (1) 動物、鳥類などのペット類、ただし、補助犬は除きます。
 - (2) 臭いのきついもの。
 - (3) 騒音を発するもの。
 - (4) 火薬、揮発油、その他発火、引火性のあるもの(花火含む。)
 - (5) 法律により許可されていない銃刀類や、違法薬物の類。
 2. 未成年のみの宿泊は保護者の許可のない場合お断りします。
 3. 当館内や敷地内において広告物の配布や物品の販売はしないでください。
 4. 賭博や風紀を乱す行為、他のお客様へ迷惑になる行為はなされないでください。
 5. 大声や歌、楽器演奏、テレビ、ラジオ等の音量を大きくするなどで、他のお客様に迷惑になる行為はなされないでください。
 6. 館内外の備品等を他の場所へ移動したり、加工したりしないでください。
- ※注：汚損、破損、紛失等については実費を申し受けます。
7. 当館敷地内は完全禁煙です。電子たばこを含む喫煙はご遠慮ください。
 8. 許可なく敷地内での火の使用はお止めください。
 9. ゴミや不要になったものはお持ち帰りください。
 10. その他当館従業員が迷惑や危険と判断した場合は、速やかにその行為をお止めください。